## 組織体と文書料紙

一幕府代官所作成文書を事例に一

大 藤 修

Ι

個人的な用件で文書を作成する際には、どのような紙質・形状の紙を用い、どのような書式で記すかは、当時の社会的慣例に従いつつも、そこに自己の裁量を働かせることも可能である。しかしながら、組織体の一員として文書を作成する場合には、るのは公的な組織体に公文書を提出する場合には、その書式に則って書くことが求められる。各自がまちまちの用紙、書式でも理に支にが求められる。各自がまちまちの用紙、書式で管理に支にない、組織体の変書であることを明示しえない、組織体の正規の文書の保存管理にある。それは、どのような組織体であれ、機構を整備、確立するに伴い、業務に関わって作成する文書の用紙と書式を定め、文書の保存管理のあり方も規則化するのである。

このことは、近代の組織体であれ、前近代の組織体であれ、同様である。否、前近代の方が、明文化されていようといまいと、文書の用紙や書式はより細かに規則化されていた。近代には洋紙媒体の文書が一般化し、かつ身分制度もなくなったので、

身分格式や職階によって文書の用紙や書式を使い分けることはなくなったのに対し、日本の前近代の文書に用いられた和紙は種類が多く、しかも文書の発給者や受給者の身分格式や職制上の地位、あるいは用途などによって、料紙と書式が複雑に使い分けられていたのである。しがたって、文書の様式や料紙を分析する際には、その時代の一般的な特質とともに、組織体固有のあり方にも目を向けなくてはなるまい。つまり、文書の様式論や料紙論にも組織体論の観点を導入する必要があるということである。前近代の文書については、加えて身分論の観点も求められる。

以上の観点から、本小論では、近世の幕府代官所作成文書の 料紙を主たる事例に検討してみたい。

Π

地方書として名高い『牧民金鑑』(1)は、幕府代官荒井清兵 衛 顕 道 の 編 纂 に な り 、 嘉 永 6 年 ( 1 8 5 3 ) 7 月 に 完 成 し て い る。本書は代官の執務の手引きとするために編纂されたもので、 代官の執務上の心得についての諭達や執務事項に関する法令 が収められている。その第二「諸伺書」の項目に、弘化元年(1 844)正月付けで代官10名の連名で勘定所に上申した「役 所用紙位下之義ニ付伺書」と題された文書がみえる。内容は、 「此度諸向御入用ニ付料紙位下候趣ニ而、私共役所ニおゐて相 用候紙類も、享保度御入用御定後追々高直ニも相成候間」、勘 定所に提出する文書の料紙の品位を下げたい旨、伺いを立てた もので、文書の種類ごとに従来の料紙と変更案を記している。 それに対し勘定組頭が同年9月付けで付札でもって回答した (2)。付札は文書の上部に貼った付箋で、下位の者から差し出 された同書や願書に対し上位者が回答するときに用いる。伺い から回答まで期間が開いているのは、勘定所内部で協議し、勘 定奉行の決裁を得て回答したからであろう(老中にも伺い、指 示を仰いだかもしれない)。従来の料紙、代官が伺いを立てた 料紙の変更案、それに対する勘定組頭の回答を一覧表にしてお こう(3)。

## 幕府代官所で作成し勘定所に提出する文書の料紙

文書の種類	従来の料紙	弘化元年代官	勘定所の回答
		伺の料紙変更	
		案	
郷 帳	上西の内紙	下西の内紙	伺之通
御取箇帳	上西の内紙	下西の内紙	伺之通
村鑑帳	上西の内相紙	是迄通	伺 之 通
勘定帳	灰汁打厚程村紙	上西の内紙	伺之通
御勘定等控御加印	上西の内紙	下西の内紙	伺之通
之方			
勤方書付	※1帖銀25匁位の大	※ 1 帖銀 1 4	別段可被相伺候
	障子	タ位の大障子	
勤方明細帳	八寸紙	美 濃 紙	伺之通
御物成納払明細帳	八寸紙	美 濃 紙	伺之通
御普請出来形帳	八寸紙	半 紙	伺之通
着衣書物置証文并	厚程 村 紙	延程村紙	伺之通
御金手形	K*		
員数判物当証文	上西の内紙	美 濃 紙	並西之內可被相用候
定免切替伺	美 濃 紙	半 紙	伺之通
定免検見仕訳書	美 濃 紙	大半紙	蔵 半 紙 可 被 相 用 候
諸運上冥加被伺書	美 濃 紙	大半紙	伺之通
高国郡訳帳	美 濃 紙	大半紙	伺之通
高国郡村名帳	西の内紙	美 濃 紙	並西之內可被相用候
手付手代姓名帳	西の内紙・短冊美濃紙	大半紙	差出候二不及候、尤美
			濃 紙 短 冊 計 可 差 出 候
諸伺并米金手形写	大半紙・短冊美濃紙	半紙	諸伺写は大半紙ニ而被
			差出、米金手形写は半
			紙可被相用候
半切書上物	糊入半切紙(諸願書)	半紙	都而駿河半紙可被相用
			候、尤上紙二不及候
諸御届并其時限仕	駿河半切紙(その他)	大半紙 (通物)	伺之通相心得、冊物は
訳書等之類		半紙 (冊物)	都而竪帳二可被致候

典拠 弘化元年正月「役所用紙位下之義二付伺書」(『牧民金鑑』上巻、西田書店、1969年、160-164頁)。

※10ケ年以前は1帖銀14匁位の大障子を用いていたが、近年は25匁位の品を用いているので、以前に復す。

表示のように、帳簿・書付の種類ごとに料紙が定まっていたのである (4)。料紙の品位は文書の重要度を示していよう。変更案の料紙の品位を勘案すると、従来の料紙では勘定帳に用いられた灰汁打厚程が紙が最上級で、以下、厚程村紙→上西の内紙→西の内紙→八寸紙→美濃紙→大半紙→財紙・駿河半切紙の順となる。『牧民金鑑』の「諸同書」の項には、勘定所に提出する文書の雛形も収録されているが(5)、それによると、郷帳、勘定帳、勤方帳、村鑑大概帳などの重また『地方凡例録』の「諸帳面寸法之事」が引用されているが(5)、それによると、郷帳、勘定帳、勤方帳、村鑑大概帳などの重要帳簿は寸法と綴じ方も指定されており、それ以外の折々に提出する諸帳面については寸法の定めなしとなっている。

代官所が勘定所に提出する文書の料紙を変更するに当たり 同いを立てたことは、とりもなおさず、上位の役所に提出する 文書の料紙はその指示に従うことを義務づけられていたら にほかならない。「諸御届并其時限仕訳書等之類」について、 代官たちは以後、「通物」(一紙物)はすべて大半紙、「冊物」 は半紙を用いて表紙を付けず、それ以外の案文等の料紙について はその時々に指図を受けるようにしたいと伺っており、それ に対し勘定奉行は「伺之通相心得、冊物は都而竪帳ニ可被致候」 と回答している。定期的に提出する文書の料紙も勘定所の指 示を仰がなくてはならなかったのである。

以上のように、上位の役所に提出する文書の料紙の種類と形態、書式はその指示に従っていたのであり、そうすることによって幕府という組織体の業務の統一性と体系性が保たれていたのである。もし各々の代官所がまちまちの料紙、形態、書式でもって文書を作成し、勘定所に提出したならば、勘定所の業務と文書の保存管理に支障をきたすことは必然である。組織体の業務が文書主義でなされるようになった段階では、文書の料紙、形態、書式を定めることは組織管理にとって不可欠の要件となるのである。

先の代官伺書では、代官所限りで使用する文書や管轄下の 村々に下達する文書については記されていないが、それらにつ いては、おそらく、各々の代官所において独自に料紙の種類と形態、書式を定めることが許されていたためであろう。上位の役所に提出する文書でなければ、各役所が独自にそれらを定めたとしても幕府全体の業務に支障をきたすわけではない。それぞれの役所として統一性が保たれていればよいのである。したがって、文書の料紙の種類や形態、書式について検討する際には、それを定めた主体は何か、という点を押さえておく必要がある。

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 

ところで、代官が伺いを立てた文書のうち半切書上物については、「<u>私共身分ニ付</u>諸願候届書は糊入半切、其外は都而駿河半切上包なし」(下線、引用者)という但し書きが付されている。代官の諸願書に糊入紙(普通、杉原紙を指す)の半切紙(横半分に切った紙)を、それ以外の届書に駿河半紙(駿河産の三椏原料の半紙)の半切紙を、それぞれ用いるのは、代官という「身分」に応じていたわけである。

藤田 覚氏の研究 (6) では、幕臣や大名が幕府に提出する 同書・願書・届書は、料紙の種類と形態、書式および封紙に用 いる料紙の種類と封式などが幕府によって指定されていたことが明らかにされている。それによると、本紙については、幕 臣は程村紙を使用することが圧倒的に多く、西の内紙も若干みられるのに対し、大名の場合はそれよりも高級の奉書紙を用いる。幕府お抱えの医師でも、小普請支配の医師から若年寄支配の奥詰医師に昇進すると、提出する願書類の料紙の種類と 書式も変わり、奉書紙を用いるようになっている。このように、幕府に提出する同種の文書であっても、身分格式によって所定の料紙に格差がつけられていたのである。

また、周知のように、江戸幕府の将軍発給文書には大高檀紙が、老中・若年寄・側用人・側衆らの発給文書には奉書紙が、それぞれ用いられていた。対して大目付発給文書の料紙は、奉書紙より紙質が劣り、薄い (7)。つまり、料紙によって発給者の地位の格差を視覚化していたわけである。

諸藩の役所限りで使用する文書や自領の村・町に下達する文書、および村・町の役人が藩に提出する文書については、それぞれの藩が独自に料紙の種類と形態、書式を定めていた。藩の役人や村・町の役人が作成した文例集が多く伝存しているのは、所定の料紙を用い、所定の書式に則って文書を作成しなければならなかったからである。

文書料紙の色を定めていた例もみられる。例えば、長州藩の公的文書の料紙は薄黄色、対して支藩の徳山藩のそれは薄赤色である(山口県文書館所蔵の毛利家文庫と徳山毛利家文庫による)。組織体としてのアイデンティティと発給文書の正規性を料紙の色によって表示していたわけである。盛岡藩と支藩八戸藩では家老発給の証文に、それぞれ赤褐色と薄めの赤褐色の染紙を使用していた例も検出されている(8)。

村・町の役人が幕府や藩に提出する文書の料紙の種類、形態、書式は上からの指示に従っていたが、村・町の内部で使用する文書のそれは村・町が独自に定めていたと思われる。例えば、村・町の役人の御用留や日記をみても、その料紙の種類、形態、書式、記録する内容などは村・町によって異なっていても、同一の村・町では一定しているのが通例である(ただし、時期による変化はある)。また、各家の日記、冠婚葬祭関係の帳簿、各種経営帳簿などの料紙の種類と形態、書式は家ごとに定まってりる例が多い。なかでも商家や豪農の家では種々の経営帳簿が作成されており、その用途や重要度によって料紙の種類と形態、綴じ方が使い分けられている(9)。

以上、組織体論と身分論の観点から、近世文書の料紙について少しく論じてみたが、このほか、男女によって文書料紙に差異は認められるかどうか、言い換えれば文書料紙にジェンダー性は反映しているかどうか、という点も検討課題となろう。

## <注>

- (1) 西田書店より1969年に復刊。
- (2) 「登一郎」の通称で回答しているが、「柳営補任」(『大日本近世史料』東京大学出版会)を調べると、この通称の役人は当時勘定組頭であった小高登一郎のみである。なお、通称のみで回答しているのは、上司の場合、苗字を記さなくても配下の役人には誰かわかるからであり、尊大な書式であった。近世には、差出人と受取人の表記を諸苗字(苗字を全部記す)、片苗字(苗字のうち一字のみ記す)、無苗字にするかで礼の厚薄を示していたが、これについては拙稿「無苗字・片苗字・諸苗字」(『日本歴史』第704号、2007年)を参照されたい。
- (3) これについては拙稿「近世文書論序説―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描― (中)」(『史料館研究紀要』第23号、1992年)で検討したことがあるが、少しく付言あるいは訂正して再論してみたい。
- (4) 幕府代官所で作成し勘定所に提出する諸帳簿については、大野瑞男「幕府勘定所勝手方記録の体系―幕府財政史料の類型論序説―(その一)(その二)(その三)」 (『史料館研究紀要』第5、6、7号、1972、73、74年)で、史料学的考察がなされている。それぞれの帳簿がどのような内容・性格のものかについては、大野氏の論考を参照されたい。
- (5) 『牧民金鑑』上巻、164~165頁。
- (6) 藤田 覚「近世幕政文書の史料学的研究」(『東京大学 史料編纂所報』第24号、1989年)。
- (7) 前掲「近世文書論序説(中)」。本論文では、江戸幕府

の将軍・老中発給文書の料紙の種類・大きさ・厚さと 形態、書式、折りたたみ方などを検討し、併せて室町 幕府将軍発給文書、豊臣秀吉発給文書と江戸幕府将軍 発給文書、および室町幕府奉行人奉書と江戸幕府老中 奉書、それぞれの系譜関係について考察を加えている。

- (8) 大島晃一「盛岡藩の染紙文書」(『岩手史学研究』第77号、1994年)、同「八戸藩の染紙文書」(『岩手史学研究』第78号、1995年)。
- (9) 拙稿「近世文書論序説―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描―(上)」(『史料館研究紀要』第22号、1991年)で、信州松代藩の御用達商人であった八田家伝来文書を事例に、帳簿の形態論的検討を行っている。